

## 旭町野球クラブ クラブ規約

### 第1条（名称および所在地）

当クラブの名称は旭町野球クラブ（以下、「当クラブ」という）とし、所在地を代表宅に置く。

### 第2条（拠点）

- （1）当クラブは、旭町小学校及び豊溪中学校を活動拠点とする。

### 第3条（目的）

当クラブは、少年野球を通じて少年少女の心身の鍛錬と野球技術の向上を図り、少年少女の健全な育成に寄与することを目的とする。

また、野球を通じて「挨拶や返事が出来る」「仲間を思いやる」「他人に感謝できる」など少年少女の「人間性」や「個」の成長を助成するものとする。

### 第4条（活動）

当クラブは、上記第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）原則毎週土日祝日の練習ならびに練習試合
- （2）練馬区軟式野球連盟ならびに光が丘リーグ公式戦等、関連大会への参加。
- （3）その他、当クラブの目的達成のために必要な活動

### 第5条（加盟団体）

当クラブは、練馬区軟式少年野球連盟および光が丘リーグに加盟し、その他の団体等に加盟する場合は、クラブスタッフの協議による。

### 第6条（入部資格及び入部方法）

当クラブへの入部資格は次の通りとする。

- （1）小学校1年生から6年生の児童  
但し、クラブスタッフの承諾が得られる場合は、小学生未満の児童も入部することができる。
- （2）当クラブの目的に賛同し活動できる者
- （3）入部希望者は、入部届を当クラブに提出する。

### 第7条（組織）

当クラブは、次の各号に定める選手、クラブスタッフ、父母会で構成する。

- （1）選手は、第6条で規定する資格を備えて当クラブに入部した児童である。
- （2）クラブスタッフは、代表、総監督、監督、コーチ、審判員、スコアラー、その他の選手指導者、会計監査とする。また、代表始め各クラブスタッフはそれぞれ兼務することができる。なお、必要に応じて顧問等の特別スタッフを置くことができる。
- （3）父母会は、選手（元選手を含む）の保護者による父母会員で構成し、父母代表および会計を選任する。なお、父母代表は監督と兼務することができない。

## 第8条（任務）

- （1）代表は、加盟団体との窓口になるとともに、クラブを代表して意見を表明する。
- （2）総監督は、代表、監督、コーチを補佐するとともに関係団体との調整を行う。
- （3）監督は、コーチとともに選手を指導するとともに、指導方針および試合運営における専権を持ち、クラブ活動の最終判断を行う。
- （4）コーチは監督を補佐し選手を指導する。
- （5）顧問は、スタッフ会議に出席し意見を述べる事が出来る。
- （6）父母代表は、クラブスタッフと父母会員の間のコミュニケーションを図り、健全なクラブ運営を支える。
- （7）会計は活動費を徴収し、クラブ活動に必要な支出を管理するとともに、会計報告を行う。
- （8）父母代表及び会計は原則6年生の父母の中からの互選による。6年生の父母がいない場合は、5年生以下の父母から父母代表、会計を決めるものとする。

## 第9条（任期）

代表、総監督、監督、コーチ、会計監査、父母代表および会計の任期は1年間とする。なお、再任を妨げない。

## 第10条（退部・除名・解任）

- （1）第6条の資格を喪失したとき
- （2）保護者が監督に退部の意思を伝えたとき
- （3）当クラブ規約その他の規定に違反したとき
- （4）当クラブの目的に反した行為があったとき
- （5）指導者、クラブの父母、応援者による暴言、暴力行為、その他社会規範を逸脱する行為があったとき
- （6）前各号に準ずる重大な非行があったとき

## 第11条（保険加入および事故への対応）

当クラブの選手は、必ずスポーツ安全協会の傷害保険に加入しなければならない。また、クラブスタッフも原則として同様とする。なお、クラブ活動中（関連した送迎中含む）、選手やクラブスタッフに事故があった場合は、全て自己責任（当クラブは一切責任を負わない）とし、補償は加入保険の範囲内とする。なお、保険で賄えぬ負傷の場合は、保護者負担とする。

## 第12条（部費および会計報告）

- （1）部員の保護者は、選手一人あたり月額3,000円のクラブ費を納める。
- （2）会計は、備品、用具、用品等の購入のほか、練習及び試合に要する費用、当クラブの運営管理のための必要経費等に充当するものとする。決算しスタッフ会議、父母会において会計報告を行う。

## 第13条（会計年度）

当クラブの会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第14条（その他）

本規約および付帯規約に定めがない事項は、クラブスタッフの協議により決定する。

第15条（改廃）

この規約の改廃は、スタッフ会議にて協議し3分の2以上の同意を要する。

附 則

第1条（施行期日）

この規約は、平成31年2月1日から施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

東京都練馬区旭町 2-17-3

代表者 仲田 晴美